

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	政策調整会議
開 催 日 時	平成28年10月11日 午前10時30分から 午前11時46分まで
開 催 場 所	市長公室
出 席 者	<p>神田市長公室長、重岡危機管理監、上野総務部長、内田市民環境部長、三田福祉部長、藪塚健康づくり部長、澤田都市建設部長、橋本会計管理者、佐藤水道部長、木村議会事務局長、嶋学校教育部長、島村生涯学習部長、塩野監査委員事務局長</p> <p>（担当課1） 濱財政課長、渋谷同課長補佐、</p> <p>（担当課2） 佐甲健康づくり課長、二河同課長補佐</p> <p>（担当課3） 比留間都市建設部次長兼まちづくり推進課長、岩城同課主幹兼課長補佐、久保田同課専門員、丸山同課都市計画係長、</p> <p>（担当課4） 関口政策企画課主幹兼課長補佐、</p> <p>（事務局・担当課） 太田市長公室次長兼政策企画課長、同課政策企画係小野主任</p>
会 議 内 容	<p>(1) 平成29年度当初予算編成方針について</p> <p>(2) 健康づくり推進条例（案）</p> <p>(3) 朝霞都市計画道路（中央通線）の一部廃止に伴う用途地域及び高度地区の変更について</p> <p>(4) 平成29年度 機構の変更について</p>
会 議 資 料	<p>資料番号1 平成29年度当初予算編成方針</p> <p>資料番号2 健康づくり推進条例（案）</p> <p>資料番号3 朝霞都市計画道路（中央通線）の一部廃止に伴う用途地域及び高度地区の変更について</p> <p>資料番号4 平成29年度 機構の変更について</p>
会 議 録 の	<p><input type="checkbox"/>電磁的記録から文書に書き起こした全文記録</p> <p><input type="checkbox"/>電磁的記録から文書に書き起こした要点記録</p>

作成方針	■要点記録	
	□電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	□会議録の確認後消去 □会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 出席者の確認及び事務局の決裁	
その他の 必要事項		
審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）		
<p><b>【議題】</b></p> <p>1 平成29年度当初予算編成方針</p> <p><b>【説明】</b></p> <p>（担当課1：瀆財政課長）</p> <p>それでは、平成29年度当初予算編成方針のポイントについてご説明いたします。資料番号1の1ページをお開きください。内容といたしましては、これまで、事務事業の見直しや、コールセンターを設置して税の徴収率向上に努めるなど自主財源確保への取り組みを行ってきたことや、平成27年度の決算において、子ども・子育て制度にかかる扶助費などの増加があったものの、市税収入の大幅な増加があり、実質単年度収支が黒字となったこと。</p> <p>しかし、今後の景気動向が不透明なことや交付税制度が不透明な中、社会保障関係経費などの増加に対応していくことを考慮すると、厳しい財政状況であることに変化はないことを述べています。</p> <p>平成29年度においては、第5次総合計画に掲げた「私が暮らしつづけたいまち 朝霞」を実現するために、従来の方法や考え方にとらわれず、効率的で効果的な事業の実施を心がけ、限られた財源を有効に活用していくために、職員一人ひとりが最大限の創意と工夫を持って、日々の業務に取り組んでいく必要性を書き記してあります。</p> <p>2ページ目以降につきましては、「基本原則」「歳入に関する事項」「歳出に関する事項」が主な内容となっております。</p> <p>各項目の主な点といたしましては、まず基本原則につきましては、一つ目として、第5次朝霞市総合計画の確実な実行を目指し、持続可能で安定した財政構造を確立するため、より一層の歳出の抑制、歳入の確保に努めること</p> <p>二つ目として、選択する事業は、第5次朝霞市総合計画実施計画の採択事業に限ることとする</p> <p>三つ目として、「市単独の支援制度」については、毎年度見直しを実施して各部で十分</p>		

に検討したうえで予算要求を行うこと。

四つ目として、国県などの補助制度の情報収集や研究に努め、積極的に依存財源の確保に努めることなどでございます。

次に、歳入に関する事項につきましては、

一つ目として、的確な収入見込み額を計上すること

二つ目として、未収金、滞納繰越金の縮減に努めること

三つ目として、国・県の動向を的確に把握し、国・県の補助金が削減・廃止された場合には、事業の廃止・縮減を前提に十分検討することなどでございます。

また、歳出に関する事項につきましては、一つ目として、「需用費」、「役務費」については、引き続き枠配分を実施すること

二つ目として、補助金については「朝霞市補助金制度見直しに関する基本方針」に基づき、各部で十分に検討の上、予算計上すること

三つ目として、その他前年度の実績にとらわれることなく、その必要性を再度見直し、適正な額を見積もることなどでございます。

なお、この予算編成方針につきましては、ご承認いただいた後、10月18日火曜日に通知し、11月14日月曜日正午を予算要求締切日としたいと考えております。

次に、枠配分予算のご説明をさせていただきます。

(担当課1：渋谷課長補佐)

続きまして、枠配分予算につきまして、ご説明させていただきます。ページは7ページからになります。

枠配分予算につきましては、平成29年度につきましても、引き続き一般会計及び水道事業会計を除いた特別会計を対象として実施したいと考えております。

平成29年度の枠配分予算につきましては、平成25年度から平成27年度の決算における執行率と平成28年度の当初予算額を参考としているほか、引き続き、厳しい財政状況が予想されておりますので、支出の不確定な修繕費等についても精査させていただいております。

なお、新規事業や制度変更、隔年での実施などにより、需用費、役務費が配分額を超えてしまう場合には、財政課長査定において調整させていただきます。

以上で枠配分予算及び予算編成方針の説明を終わらせていただきます。

#### 【質疑】

(内田市民環境部長)

枠配分予算について、事業数のすくない課において、備品修繕料等を執行しない場合に枠配分が厳しくなってしまう。その点は勘案してもらえるのか。

(担当課：瀨財政課長)

枠配分の枠を考える上では、過去3年間の執行率をみて積算している。ご指摘のように予算計上の時点で厳しいと感じられる部分はあるかと思われる。ただし、予算編成において厳しい状況が予想されるため、各課にご協力いただき予算を組んでいきたいと考えている。内容において、枠の中に納まらない要因については、予算査定の中で相談を伺っていきたい。したがって、まずは枠の中で極力抑えていただきたい。

(島村生涯学習部長)

枠配分において、市政施行50周年事業とオリンピック・パラリンピック事業について、政策企画課からは除くとなっているが、それぞれの事業はどうなるのか。

(太田市長公室次長兼政策企画課長)

市政施行50周年事業とオリンピック・パラリンピック事業の新規分については、オリンピック・パラリンピック準備室で一括計上を予定している。各課の従来事業に関する拡充部分については、計上できるかは確認及び調整する。

(上野総務部長)

枠配分については、その枠の中で各課における創意工夫で事業費の強弱がつけられるようにしているものである。枠を確保するというものではないので、意識を変えていただきたい。

#### 【結果】

原案のとおり決定とし、庁議に諮ることとする。

#### 【議題】

### 2 健康づくり推進条例（案）

#### 【説明】

(担当課2：佐甲健康づくり課長)

「朝霞市健康づくり推進条例」につきまして、ご説明させていただきます。

本条例は、健康づくりに関する基本理念を定め、市民、事業者、地域団体、保健医療関係者及び市の役割及び責務を明らかにし、健康づくりに関する施策を実施することで、全ての市民が生涯にわたって健やかに生活ができる地域社会の実現に寄与することを目的として制定するもので、前文及び条文全17条で構成されております。

内容につきましては、第1条は条例の目的、第3条は基本理念を定め、第4条から第8条は、行政、市民、事業者、地域団体、保健医療関係者の役割を定めております。そして、第10条から第13条は、第9条に定めた施策の推進方針による、「身体の健康づくり」、「こころの健康づくり」、「歯及び口腔の健康づくり」、「社会環境の整備」についての方針を定めております。第14条は、健康づくりの推進にあたり、各団体と協働して進めていくことと、その結果の公表を定めました。また、健康づくり活動の推進を目指して、人材の育成を第15条に定めております。第16条は、必要な予算措置を行うように努めることとし、第17条の委任までとなっております。

なお、本条例の施行につきましては、平成29年4月1日にしたいと考えております。

説明は以上でございます。

#### 【質疑】

(澤田都市建設部長)

この条例を制定することとなった経緯について伺いたい。

(担当課：佐甲健康づくり課長)

直近の6月議会で須田議員より提案いただいた点が大きいと思われる。ただし、以前から健康づくりをどのように進めていくかを模索していた。さらに、平成14年に国の健康増進法が制定され、健康日本21において健康に係る計画制定が呼びかけられたのが大きな経緯と思われる。その後、市では平成16年3月にあさか健康プラン21がつくられ、2次計画を平成26年につくっておりました。そこで、平成29年度に中間評価で後半の見直しをすることになる。その中で、新しい事業展開を視野に入れなければ、少子高齢化の中での市民の健康づくりに結びつけることが難しいと考えていた。今回、こういった健康づくりの条例をつくることで市民の方々へのPRになると考えている。この条例は理念条例として、具体的なものは市民の皆様と考えていきたい。

(佐藤水道部長)

理念条例ということで規則はないという解釈でよいか。また、条例の中に市長が別に定めるという記載があるが、これは何かあるのか。

(担当課：佐甲健康づくり課長)

規則はない。また、市長が定める事項は現時点で特にない。

(木村議会事務局長)

条文の中で基本理念を定義しているところがある一方で、前文において基本理念である「すべての市民が共に支えあい、健やかで心豊かに生活できる活力ある朝霞の実現」と記載されている。条文に記載があるものを、前文で言い切ってしまうてよいか。

(担当課：佐甲健康づくり課長)

前文の基本理念であるという表現を言い切らないかたちに修正する。

(内田市民環境部長)

第2条(3)において、地域団体を定義しているが、第7条において健康づくりを目的として地域団体と限定している。その後も地域団体という用語がでてくるが、対象としている地域団体とはどのようなものか分かりにくいのではないかと。

(担当課：佐甲健康づくり課長)

広い意味での地域団体としたいと考えている。したがって、第7条に記載されている健康づくりを目的として、という記載を削除するよう修正したい。

(島村生涯学習部長)

条例(案)概要の具体的な事業(案)の中で、かかりつけ医とかかりつけ医等と二つの記載があるが、それぞれ違いがあるのか。

(担当課：佐甲健康づくり課長)

それぞれかかりつけ医等となるのが正しいため修正したい。なお、かかりつけ医のほ

かにかかりつけ薬局などがある。

(三田福祉部長)

理念条例ということであるが、第10条以降に具体的な内容の記載があるのはなぜか。

(担当課：佐甲健康づくり課長)

何をするのかを具体的にイメージできるような条文となるよう記載している。なお、他市町村の条文についても参考にしている。

(神田市長公室長)

まず、編成過程を教えて欲しい。また、この条例策定にあたって市民との係わりをどのようにしてきたか、今後どのように考えているか。

(担当課：佐甲健康づくり課長)

編成過程については、まず健康づくり推進協議会という付属機関に諮って意見を求めた。委員の構成は、保健所の職員、医師会、歯科医師会、薬剤師会、国民健康保険運営協議会、小中学校校長会、養護教員運営協議会、自治会連合会、社会福祉協議会、商工会、農協、体育協会、学識経験者として東洋大学の先生にも入っていただいている。この中で話をしたところ、今後少子高齢化が進む中で市の医療費の削減、効率化について具体的な方向性がこれから出せるチャンスでもあると思うので、ぜひ進めて欲しいと意見をいただいた。市民との関係性については、8月19日から9月20日までパブリックコメントを実施しております。また、今後健康づくり推進協議会で具体的なものを議論していく予定である。

(澤田都市建設部長)

第13条にある社会環境の整備とあるが、都市基盤の整備、インフラの整備等広く捉えたものであるか。

(担当課：佐甲健康づくり課長)

そのように考えている。

(鳴学校教育部長)

第13条(3)で健康格差を縮小すると記載されているが、健康格差という言葉は存在するのか。また、格差を縮小するという表現は、頭を下げて、下を持ち上げるような表現となるが、健康に関しては頭を下げる必要はないので、全体的な底上げを考えるのであれば、このような表現ではなくてよいのではないか。

(担当課：佐甲健康づくり課長)

健康格差という言葉は、国が健康増進の計画である健康日本21において、健康寿命の延伸と健康格差の解消という二大目標として掲げており、そこから引用している。また、健康の意識がある人となない人の差が激しいため、その差を埋めていきたいという点が、この条例の意図とも一致するため、この表現はそのまま使いたい。

## 【結果】

一部修正したうえで、庁議に諮ることとする。

## 【議題】

3 朝霞都市計画道路（中央通線）の一部廃止に伴う用途地域及び高度地区の変更について

## 【説明】

(担当課 3：比留間都市建設部次長兼まちづくり推進課長)

それでは、都市計画道路(中央通線)の一部廃止に伴う用途地域及び高度地区の変更につきまして、ご説明いたします。

本日は、7月11日の庁議で決定した、都市計画道路中央通線の一部区間の廃止に伴いまして、当該路線の廃止区間の用途地域を、原則として周辺の用途地域に合わせるように、用途地域及び高度地区の変更を行うことを市の方針としてよろしいか、お諮りするものでございます。それでは、はじめに資料の説明をさせていただきます。

まず、資料1ですが、こちらには、中央通線の一部廃止に伴う用途地域及び高度地区の変更についての経緯や変更の内容、今後のスケジュールを記載したものでございます。

次に、資料2は、7月に開催した、中央通線・駅西口富士見通線・本町1号線の都市計画道路の変更に係る説明公聴会でいただいた主なご意見をまとめたものでございます。

次に、資料3は、中央通線等の都市計画道路の変更の概要と、この都市計画道路の変更に伴う用途地域及び高度地区変更について、市民等への説明用にまとめた資料でございます。

次に、資料4は、今回の用途地域及び高度地区の変更が必要な区域を図示したもので、1枚目が変更前、2枚目が変更後となっております。

次に、資料5は、資料4を地区毎に拡大したものです。

以上が、本日の説明資料となります。それでは、資料1をご覧くださいながら、今回、中央通線の一部廃止に伴う用途地域及び高度地区の変更についての経緯や内容などを、ご説明させていただきます。

まずは、1ページ目の「1. これまでの経緯」でございますが、本市の都市計画道路につきましては、社会情勢の変化等を踏まえて埼玉県が策定した「都市計画道路の検証・見直し指針」に基づき見直しを進め、この見直し結果に基づきまして、中央通線及び駅西口富士見通線の一部廃止、本町1号線の新設を行うこととし、都市計画道路の変更につきましては、現在、都市計画法に基づく手続きを進めているところでございます。

2ページ目をご覧ください。

この都市計画道路の変更につきましては、(2)都市計画変更素案の閲覧及び(3)説明公聴会により市民及び関係地権者への周知及び説明を行うとともに、今回の政策調整会議にお諮りする用途地域及び高度地区の変更についても説明し、説明公聴会に出席された市民等からご意見をいただきました。

主な意見は、資料2のとおりでございますが、都市計画道路の変更の本町1号線につき

まして賛否両論がありました。概ねご理解をいただきました。用途地域の及び高度地区の変更に関しましては、変更はやむを得ないのご意見がある一方で、沿道用途はそのまま残してほしい等のご意見がございました。

この用途地域及び高度地区の変更でございますが、2ページ目の「2. 用途地域及び高度地区の変更」をご覧ください。

冒頭でもご説明いたしましたが、今回は、中央通線の廃止に伴い、当該路線の廃止区間における沿道用途の必要性が失われることなどにより、廃止区間の道路を用途地域の境界としている箇所については是正を図る必要があるため、原則として周辺の用途地域に合わせるように、用途地域及び高度地区の変更を行うものでございます。この変更内容を図面で表しましたのが、資料4でございます。1枚目が変更前、2枚目が変更後でございます。

資料1の3ページをご覧ください。

こちらは、中央通線の一部廃止となる区間を「溝沼地区」、「本町1丁目地区」、「本町2丁目地区」、「仲町、根岸台1、5丁目地区」、「根岸台5、6、7丁目地区」の5地区に分割してその内容を説明したものでございます。

今回の用途地域変更に伴う不適格建築物につきましては、今回の用途変更により約100棟となっております。

なお、高度地区の主な変更につきましては、根岸台6、7、8丁目地区が従前の25mが廃止となり、第1種低層住居専用地域の規定による10mに変わります。今回の高度地区の変更による不適格建築物はありません。

最後に4ページ目の「4. 今後のスケジュール」をご覧ください。

今後のスケジュールといたしましては、23日と25日に説明公聴会を開催し、関係地権者等へご理解を得てまいります。

その後、都市計画法による原案の回覧を2週間行い、同じく同法による県知事協議を11月に開始し、12月に同法による公告及び案の縦覧を行い、朝霞市都市計画審議会の議決を経て、平成29年1月に都市計画道路の変更と同時に都市計画決定を行う予定です。

また、今年度第4回定例会の会期中に全員協議会で市議会議員に対する説明を予定しております。

以上を持ちまして、朝霞市都市計画道路中央通線の一部廃止に伴う用途地域及び高度地区の変更についての説明を終わらせていただきます。

#### 【質疑】

(佐藤水道部長)

不適格建築物については、対象者へ通知をしたのか。

(担当課：丸山まちづくり推進係長)

不適格建築物という表現ではないが、個別に通知を送付しているほか、法手続きについては説明会においても周知している。また、7月の際にも同様の説明をしている。

(佐藤水道部長)

新たに建築物を建てる場合は、新たな用途に従わなければならないが、法が決定する前に建替えてしまえば、その用途に従う必要はないのか。



(担当課：丸山まちづくり推進係長)

そのとおりである。

(佐藤水道部長)

不適格建築物の対象者は不利益となるものばかりであるか。

(担当課：比留間都市建設部次長兼まちづくり推進課長)

そのとおりである。特に根岸台6，7，8丁目に約80棟と多くの該当があり、説明会等について周知している。

(島村生涯学習部長)

商業施設等はその地域にはないのか、あるのであればその方々はどうなるのか。

(担当課：丸山まちづくり推進係長)

大きな商業施設としては、溝沼にマルエツがある。建替えは出来ないが、増設等であれば可能である。また、施設の方は説明会に来ていただいております、ご質問等はなかったため趣旨については御理解いただいているものと考えている。

(佐藤水道部長)

固定資産税は減となるのか。

(担当課：丸山まちづくり推進係長)

用途変更に関しては、減とはならない。なお、都市計画道路に面していた方については3割の軽減があったため、負担は増となる。

(島村生涯学習部長)

説明会に来ていない税の負担が増す方への説明はどうなるのか。

(担当課：岩城まちづくり推進課長補佐)

市の課税担当へ連絡し、事前に問い合わせに対する調整をしている。

(内田市民環境部長)

訴訟の事例はないのか。

(担当課：丸山まちづくり推進係長)

埼玉県に確認したところ同内容で訴訟の事例はない。また、件数は違うが3年前の新河岸川通線の廃止の際にも訴訟はない。

(内田市民環境部長)

資料5において、これまでの境界線から変更しているがなぜか。

(担当課：丸山まちづくり推進係長)

それまでは、都市計画道路の中心から線を引いていた境界線である。今回、都市計画道路が廃止となるため、基準がなくなることによる変更である。したがって、既存の用途境に近い形で境界を引いたものである。

(神田市長公室長)

根岸台5丁目の区画整理についてはどうなっているのか。

(担当課：久保田まちづくり推進課専門員)

根岸台5丁目の区画整理については、中央通線廃止の告示にあわせて、区画整理の区域を縮小して換地ということになる。区画整理から除外された地区は、埼玉県との協議の中で地区計画によってまちづくりのルールを決めるよう指導を受けている。今後はその地区計画の設置について等を住民に対して説明を行う予定である。

#### 【結果】

原案のとおり決定とし、庁議に諮ることとする。

#### 【議題】

##### 4 平成29年度 機構の変更について

#### 【説明】

(担当課4：関口政策企画主幹兼課長補佐)

それでは、平成29年度の機構の変更について、ご説明申し上げます。

平成29年度につきましては、全て長寿はつらつ課に関連するものでございます。

変更内容といたしましては、1点目として、長寿はつらつ課の中に、地域包括ケア推進係を新設します。2点目といたしましては、長寿はつらつ課の高齢者医療係を保険年金課へ移管することといたします。

それぞれの目的といたしましては、地域包括ケア推進係の設置については、平成29年4月から開始される介護保険の総合事業に対応し、地域包括ケア構築に向けた事務を処理するため、高齢者医療係の移管につきましては、国民健康保険と後期高齢者医療保険の連続性を考え、同一の課内に設置することで、健康診断などの事務が統一され、より効率的な事務が見込まれるためと考えております。

今回の機構の変更につきましては、平成29年4月1日の実施を考慮しており、今後につきましては、事務分掌規則の改正など関係する各課において、準備を進めてまいります。

なお、2頁以降に事務分掌の新旧について記してございますので、ご参照ください。説明は以上でございます。

#### 【質疑】

(佐藤水道部長)

新設される地域包括ケア推進係の人数、国民健康保険と後期高齢者医療保険については増減があるか。

(担当課：関口政策企画主幹兼課長補佐)

地域包括ケア推進係は3名の増員となる。増減については、介護保険係を1名減としている。高齢者医療係に変更はない。

**【結果】**

原案のとおり決定とし、庁議に諮ることとする。

**【閉会】**